

年金

年金受給者の皆さんへ
「扶養親族等申告書」は
期限までに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限までにかかわらず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。

提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますので注意してください。

なお、年金以外に収入がある

平成26年分「扶養親族等申告書」が送付される方

65歳以上	年金額が158万円以上
65歳未満	年金額が108万円以上

場合は確定申告が必要です。
問合せ先
刈谷年金事務所お客様相談室
☎21-2115

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」
年末調整・確定申告まで
大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。
このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から11月中旬までに送付されますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付した方には、来年の2月上旬に送付の予定です。
なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会

保険料控除に加えることができる場合もありますので申告の際に確認してください。

問合せ先

控除証明書専用ダイヤル
☎0570-0700-117

※電話番号は、一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用できます。携帯電話などの場合は全額発信者の負担となります。

※PHS電話などの方は、☎03-6700-1130へ連絡してください。この番号の通話料金は全額発信者の負担となります。

専用ダイヤル受付期間 11月1日(金)～平成26年3月14日(金)
専用ダイヤル受付時間
◇月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付

※祝日、12月29日～1月3日は、利用できません。
◇第2土曜日
午前9時30分～午後4時



平成24年度 衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算

衣浦衛生組合は、高浜市と碧南市で構成されている一部事務組合です。事業と決算状況について、その概要をお知らせします。

主な事業

- ①し尿の処理(衛生センター)
各家庭から収集された、生し尿、浄化槽汚泥の処理
- ②ごみの処理(クリーンセンター衣浦)
各家庭から収集された、可燃ごみ・粗大ごみの処理、事業系のうち、一般廃棄物(ごみ)の処理
- ③ごみの再生処理(リサイクルプラザ)
まだ再利用できると判断された、粗大ごみの展示・販売、家庭にある不用品でも、まだ使える物の出品・展示・販売
- ④温水プールと浴場の運営(サン・ビレッジ衣浦)
クリーンセンターのごみ焼却余熱を利用した、温水プール・お風呂施設の運営
- ⑤火葬場の運営(衣浦斎園)

平成24年度決算状況の概要について

	科目	金額(千円)	内容
歳入	分担金および負担金	1,533,458	高浜市・碧南市からの分担金
	使用料および手数料	178,741	ごみ処理、リサイクルプラザ、サン・ビレッジ衣浦、衣浦斎園の施設使用料
	繰越金	84,010	23年度からの繰越金
	諸収入	27,100	資源リサイクル物の売却金など
	組合債	408,100	し尿等下水放流施設整備事業に伴う地方債
	合計	2,231,409	
歳出	議会費	884	組合議会運営に伴う費用
	総務費	61,190	組合総括事業に伴う費用
	衛生費	2,052,583	清掃・環境衛生事業に伴う費用
	公債費	24,158	建設事業費借入金償還費用
	合計	2,138,815	

問合せ先 衣浦衛生組合事務局 ☎41-3479